

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

④ 確定申告の誤りに気付いたら

Q : 私は、平成12年分所得税の確定申告書を期限内に提出し、納税も済ませました。

ところが、その後、申告書に扶養控除の記載もれのあることを発見しました。このような場合、どうすればよいのでしょうか。

A : 更正の請求の手続きをしてください。

【解説】

確定申告をした後で、申告書に記載した課税標準等や税額等の計算が法律の規定に従っていなかったり、計算間違いをしていたため、次のいずれかに該当することに気付いたときは、確定申告期限から1年以内に限り前の申告の訂正を求める更正の請求書を納税地の所轄税務署長に提出することができます。

- (1) 「納める税金」として記載した税額が多過ぎるとき
 - (2) 「純損失などの金額」が少な過ぎたときや記載しなかったとき
 - (3) 「還付される税金」として記載した金額が少な過ぎたときや記載しなかったとき
- ご質問の場合は、上記(1)に該当しますから、確定申告期限から1年以内に更正の請求をすることになります。

なお、更正の請求書には、更正を求めようとする申告書の課税標準等又は税額等、その更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、その更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項を記載しなければなりません。

